

廿日市市筏津地区公共施設再編事業 募集要項等への質疑に対する回答（第1回）

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
1	募集要項	2	第2 6(3)利用者数目標	目標年間利用者数を40万人と設定とありますが、機能（生涯学習、スポーツ、図書館、ロビーホール、子育て支援、子ども応援、食育、保険、その他）ごとに想定された年間利用者数があればお示し願います。	年間利用者数の目標である40万人は、様々な機能を複合化し、多様で魅力ある運営を実現することで、子どもから高齢者まで幅広い世代の方々が、本施設を横断的に利用されることを想定して設定したものです。したがって、各機能ごとに年間利用者の目標を定めたものではありません。民間事業者の皆様には、本施設の特徴を生かして、より多くの方々に喜ばれる施設を目指した提案をいただきたいと考えています。
2	募集要項	2	第2 6(3)利用者数目標	「施設の目標年間利用者数を40万人と設定し」とありますが、40万人という数字の算出根拠をお示してください。	No. 1の質問の回答を参照してください。
3	募集要項	2	第2 6(3)利用者数目標	「施設の目標年間利用者数を40万人と設定し」、とありますが40万人という数字の算出根拠は何でしょうか。	No. 1の質問の回答を参照してください。
4	募集要項	3	第2 7(3)事業スケジュール	事業スケジュールの中で、現時点で想定される開発許可のスケジュールをお示してください。	開発許可申請が行われてから許可までの標準処理期間は65日となっています。しかしながら事前協議等を行うことによって短縮される場合がありますので、市の開発に係る一般的なスケジュール資料を提供します。
5	募集要項	3	第2 7(3)事業スケジュール	事業スケジュールの供用開始時期について提案することは可能でしょうか。	供用開始時期を遅らせることはできません。工期短縮などにより供用開始時期を大幅に早める提案については、設計～開館準備までの品質確保を前提とした上で、時期を早めることの合理的な理由や効果を具体的に示していただければ、可能とします。
6	募集要項	4	第2 7(6)事業の範囲	図書館機能の移転について、事業者の業務範囲を詳細にご教示ください。	要求水準書P. 31のとおりです。
7	募集要項	5	第2 7(8)(イ)サービス対価2	「支払いの方法、回数及び時期等については協議の上、年度毎に協定で定める」とありますが、複数年分を包括した協定も可能でしょうか？	サービス対価2は、指定管理料に係るものです。指定管理に関する事項は、当該指定管理の期間を通じた事項を定める「基本協定」と、年度毎の事項を定める「年度別協定」の2種類を締結します。この際、各年度内の支払い金額や支払い時期は、通常、年度別協定において定めています。ご質問の支払い方法、支払い時期について、必ずしも年度ごとに定める必要がないということであれば、年度別協定に定める内容が網羅されていることを前提として、複数年にまたがる協定も可能とします。
8	募集要項	5	第2 7(8)(イ)サービス対価2	「サービス対価2は、事業者からの請求に基づき分割して支払うこととし、支払いの回数及び時期については協議の上、年度毎に協定で定めるものとする。」と記載がありますが、提案書等の作成にあたっての支払金額の設定は事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
9	募集要項	5	第2 7(8)(イ)サービス対価3	「サービス対価3は、当該事業年度の前年度に長寿命化計画に基づき必要な修繕費、実施時期及び支払い時期等を協議の上、年度毎に定めるものとする。」と記載がございますが、提案書等の作成にあたっての支払金額の設定は事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	募集要項	5	第2 7(8)(ウ)サービス対価3	「実施時期及び支払い時期等を協議の上」とありますが、協議メンバー及び協議時期のイメージをご教示ください。	施設所管部署（未定）と事業者で、予算編成時期（例年10～11月）に協議を行うことを想定しています。
11	募集要項	6	第2 7(8)(ウ)サービス対価3	サービス対価3は年度ごとの協議とありますが、例えば、事業開始当初は提案した金額よりも実際の支払いが少なかった場合、その分を事業後半の支払いに回す等は可能でしょうか。	修繕に要した費用についてですが、実施した修繕に対しては、その実施年度にお支払いします。これを次年度以降に回すことはできません。提案の修繕予定年度において、実際の劣化状況等から、当該予定年度に実施する必要がないと判断して、後年度に実施するよう修繕計画を変更することは可能です。また、質問の趣旨が、実施してみると予定経費を下回ったため、残額を後年度に別の修繕に使えるか？ということであれば、市の債務負担行為額を超えない範囲において、修繕計画の変更を協議することは可能と考えます。
12	募集要項	6	第2 7(9)サービス対価の上限額	サービス対価の総額の範囲であれば、サービス対価1への流用も可能という理解でよろしいでしょうか。	第2 7(10)において、流用可能なサービス対価を記載しています。15年間における利用者サービスの質の確保、予防保全等維持管理経費の安定的確保の観点から、サービス対価2及び3からサービス対価1へ流用することはできないこととしています。
13	募集要項	6	第2 7(10)提案金額	提案金額につきまして、サービス対価1からサービス対価2、または3への流用が可能とありますが、図書館新築の場合サービス対価1の中に含まれていると思われる図書館改修費より図書館解体・新築費用の方が高くなると予想されるため、サービス対価2及び3からサービス対価1への流用も可能とさせて頂きたくお願い申し上げます。	No. 12の質問の回答を参照してください。 図書館の新築に関する考え方については、No. 152～156の質問の回答を参照してください。
14	募集要項	6	第2 7(10)提案金額	提案金額について、サービス対価2ないしは3からサービス対価1への流用は不可との理解でよいでしょうか。	No. 12の質問の回答を参照してください。
15	募集要項	7	第3 2 参加者の構成及び 3 参加者の備えるべき参加資格要件	SPCに出資をして、SPCから直接業務を請け負うFA（SPC管理含む）企業は「構成企業」との認識で宜しいでしょうか。またFA企業は「共通の参加資格要件」を満たすことの他に参加資格要件はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	募集要項	7	第3 2(2)参加者の構成	代表事業者の交代は可能とありますが、交代する新たな代表事業者は、定義にあるよう「SPCに最大比率出資する事業者」との条件を満たす必要があるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
17	募集要項	7	第3 2(2)参加者の構成	参加表明書提出後から提案書の受付までの間、構成グループの変更は可能でしょうか。	原則として、参加資格確認基準日以降の変更は認められません。ただし、やむを得ない事情が発生した場合において、合理的な理由を示していただき、市が変更を承認する場合には可能とします。(募集要項P11)
18	募集要項	8	第3 2(3)参加者構成の要件カ	「協力事業者及び委託事業者は、他の参加者の協力事業者又は委託事業者と兼ねて本事業者に参加することができる」とありますが、情報管理の観点で公正な取引が難しいと考えられます。市の責任で兼ねる事業者の公表をお願い致します。	市から事業者の公表を行うことはしません。たとえグループを兼ねていないとしても、機密漏洩などの情報管理上のリスクは存在するはずですので、各事業者において適切なリスク管理をすべきと考えます。
19	募集要項	8	第3 2(4)留意事項	市が認めた場合に限りSPCを設立しないことができるものとするがありますが、SPC設立費やSPCを継続するための費用がかかることから提案段階でSPCを設立しないことができるか否かの判定を頂く必要があります。競争的対話などを経て、提案書類の提出までに決定の回答を頂けるとの理解でよいでしょうか。	市がSPCの設立を求めている理由としては、各々の事業者とは別の会社とすることでの経営の安定性や、事業全体のリスクマネジメントが可能と考えるためです。SPCを設立しない提案を行う場合には、SPC設立の場合と同等の安定性やリスクマネジメント等が確保できると考える事業の実施体制を提案してください。なお、SPCを設立しない提案であること自体を理由として失格とはしません。提案内容全体を審査します。
20	募集要項	8	第3 2(4)留意事項	市が認めた場合に限りSPCを設立しないことができるものとするがありますが、SPCは廿日市市内に設立することと条件があることから、SPCを設立しない場合は、代表事業者の本社もしくは支店を廿日市市内に置くことなどが条件に課せられるとの理解でよいでしょうか。	SPCを設立しない提案の場合においては、必ずしも本市内に本社もしくは支店の設置を要件とするものではありません。経営の安定性やリスクマネジメントを実現する上で適切と考える体制をご提案ください。
21	募集要項	8	第3 2(4)留意事項	S P C の設立の場合と同等のリスクマネジメントや安定性等を確保できる提案があった際は、市が認めた場合に限りSPCを設立しないことができるものとするがありますが、S P C を設立しない場合は、代表事業者の本社（または支店）を廿日市市内に置くことが条件になるとの認識で宜しいでしょうか。	No. 20の質問の回答を参照してください。
22	募集要項	8	第3 2(4)留意事項	市が認めた場合に限りSPCを設立しないことができるものとするがありますが、SPCは廿日市市内に設立することと条件がありますので、SPCを設立しない場合は、代表事業者の本社または支店を廿日市市内に置くこと等が条件になりますでしょうか。	No. 20の質問の回答を参照してください。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
23	募集要項	9	第3 3(1)共通の参加資格要件 ウ エ	「直近2年間の国税、県税及び市町村税を滞納していないこと」及び「直近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと」の記載がありますが、例として、本社所在地：東京都、参加者申請部拠点所在地：広島市の場合、必要な提出物を具体的にご教示頂けませんでしょうか。	例の場合は、次のとおりです。 1 本社の法人税 2 本社の消費税及び地方消費税 (国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3) ※直近2年間の表記がなくてもよい 3 本社の法人事業税 (東京都) 4 拠点の法人県民税 (広島県) 5 拠点の法人市民税 (広島市) 6 固定資産税 (廿日市市) ※廿日市市内に固定資産を有する場合 なお、本社名義で事業に参加される場合は、拠点ではなく、本社の書類を提出してください。
24	募集要項	9	第3 3(2)設計業務、工事監理業務、解体及び建設業務を行う事業者の参加資格要件	「独立施設又は施設の一部利用の別、及び実施主体の官民の別は問わない。」とあります。例えば、「学校図書室」のように、主要用途ではないが一部の利用が図書室に該当する場合も認められるのでしょうか。	実績として認めます。
25	募集要項	9	第3 3(2)設計業務、工事監理業務、解体及び建設業務を行う事業者の参加資格要件	体育館、および類似施設中に記載のある図書室については、学校用途の従属機能として計画されたものも認められると考えてよろしいでしょうか。	実績として認めます。
26	募集要項	10	第3 3(2)ア 設計業務を行う事業者	「直近15年以内に竣工した・・・の設計実績を有すること」と記載ありますが、直近15年とは参加資格確認基準日から起算するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	募集要項	10	第3 3(2)ウ 解体及び建設業務を行う事業者(ウ)	配置予定管理技術者について、「経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でないもの」とありますが、その理由についてご教示ください。	本業務に専任していただくためです。
28	募集要項	10	第3 3(2)ウ 解体及び建設業務を行う事業者(ウ)	左記項目(ウ)～(オ)の配置予定技術者について、同一人物でもよろしいでしょうか。	可能とします。
29	募集要項	10	第3 3(2)ウ 解体及び建設業務を行う事業者(ウ)	左記項目(ウ)～(オ)の配置予定技術者について、途中で変更することは可能でしょうか。	原則として不可としますが、やむを得ない理由により、市が認めた場合は可能とします。なお、その場合には、参加資格を満たした者を配置してください。
30	募集要項	10	第3 3(2)ウ 解体及び建設業務を行う事業者(ウ)	現場代理人と監理技術者は同一人物を専任で常駐させることも宜しいでしょうか。	可能とします。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
31	募集要項	10	第3 3(2)ウ 解体及び建設業務を行う事業者(ウ)	監理技術者や配置予定技術者は、複数名登録させて頂くことは可能でしょうか。	可能とします。
32	募集要項	10	第3 3(2)ウ 解体及び建設業務を行う事業者(ウ)	配置予定現場代理人が常駐義務のある本事業の工事着手日について、事前の調査業務や準備工事は該当しないという認識で宜しいでしょうか。	準備工事は、工事の一部と認識していますので、常駐が必要です。
33	募集要項	10	第3 3(2)ウ 解体及び建設業務を行う事業者(ウ)	解体工事と建設工事で配置予定監理技術者を別々に選任することは可能でしょうか。	可能とします。
34	募集要項	10	第3 3(3)ア 維持管理業務	「維持管理業務を行うにあたって必要な資格を有すること。」とありますが、建設される施設において維持管理業務を行うにあたり、必要となる資格を事業者にて確認し、必要に応じ選任および配置をしていけばよいと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 参加表明書等の提出時に、必要な資格を証する書類を提出してください。
35	募集要項	11	第3 3(3)ウ 市民センター機能運営業務	市民センターの運営を複数者で行う場合、1者が当該運営実績を兼ね備えていけばよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	募集要項	11	第3 3(3)維持管理・運営業務を行う事業者の参加資格要件	各運営業務を行う業者の運営実績が求められていますが、運営規模、面積についての参加要件はないという認識で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	募集要項	12	第3 3(5)禁止事項	「参加者と同一と判断される者」と記載ありますが、具体的な要件等ありましたら、ご教授ください。	参加者以外の組織又は個人が、参加者が本件事業者として選定されることを目的として、該当項目で示した行為を行う場合を想定しています。
38	募集要項	13	第4 3 審査委員会	外部審査員はどのような意図で選定されたのかご教授いただければと思います。	提案の内容に関わることはありませんので、審査委員に関するご質問にはお答えしかねます。
39	募集要項	15	第4 7 競争的対話の開催	対話の参加者人数の制限はございますか。	人数に制限は設けていませんが、部屋の大きさの関係上、できれば20名以内でお願いします。
40	募集要項	16	第4 9 提案書類の受付	提案書の綴じ方・ファイル等、指定はございますか。	様式集のとおりです。 提出にあたっては、破損、散逸、脱落がないように留意してください。
41	募集要項	17	第4 10 ヒアリング等の実施	「ヒアリング等を実施する」とありますが、形式としては、質疑応答のような場なのでしょうか。もしくは、プレゼンテーションなども可能と考えてよろしいでしょうか。	提案書類受付時に行う質疑応答と審査時のプレゼンテーション及び審査委員からの質疑応答を予定しています。 実施日や時間等の詳細は参加者に別途通知します。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
42	募集要項	19	第5 1 市による本事業の実施状況の確認	市が行うモニタリングに関する詳細について、別紙「要求水準書」中に記載がありませんが、「契約書(案)」にて示されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	募集要項	20	第6 5 契約の保証	契約保証金は、施設の引き渡し後に還付されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	募集要項	21	第6 5 契約の保証	契約保証金の納付者はSPCまたは建設会社という理解でよろしいでしょうか。	SPCを設立した場合にはSPCが納付者となります。SPCを設立しない提案が採択された場合は、提案の内容にもよりますが、当該事業を受注する企業あるいは企業体等が納付者となることが想定されま
45	要求水準書	2	第1 4 本事業の範囲	業務分担区分について、土壌汚染調査は基本市側となっておりますが、「設計に必要なもの」との解釈は、市にて調査されたものに不足がある場合には、事業者にて調査するとの事で宜しいでしょうか。	現時点では、土壌汚染調査は行っておりません。事前の広島県との協議では、既存の施設及び新たな施設は「有害物質使用特定施設」に該当していないこと、水田を埋め立て、既存施設敷地とした土地利用の経緯などから、市としては、事前の届出のみで土壌汚染調査は必要ないとの認識です。ただ、事業者において、特に設計上、調査が必要ということであれば事業者にて調査をお願いします。
46	要求水準書	2	第1 4 本事業の範囲	上記の質問に関連し、市側に実施している土壌汚染調査範囲をご教授ください。	No. 45の質問の回答を参照してください。
47	要求水準書	2	第1 4 本事業の範囲	解体の事前調査のアスベスト及びPCBのリスク負担について、民間だけで追うのではなく、ある一定以上の費用負担が強いられる場合は協議の上、市も負担いただけるようリスク分担の検討をお願いいたします。	事前調査に係る費用については、サービス対価1に含んでいますので、その範囲で調査してください。なお、アスベストの処分については、要求水準書第4 1(3)ウに関連内容を記載していますので参照してください。
48	要求水準書	2 29	第1 4 本事業の範囲 第4 1(3) 解体の範囲	市民センター解体工事の事前調査において、調査の結果処理が必要と判明したPCB使用電気機器およびPCB含有シーリング材の処分経費の増額については、精算対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書	3	第1 5 本事業の範囲(1)	建築基準法上の建物の主要用途は、「体育館」は建築基準法別表第1(3)の体育館用途の特殊建築物、「図書館」は別表第1(3)のその他これらに類するもので政令で定めるものの図書館用途の特殊建築物、「子育て支援」は別表第1(2)のその他これらに類するもので政令で定めるものの児童福祉施設等用途の特殊建築物、「市民センター」は特殊建築物ではない庁舎用途の4つで構成されると考えてよろしいでしょうか。	建築物の全体的な用途としては「特殊建築物」です。「体育館」、「図書館」及び「子育て支援」はご理解のとおりですが、「市民センター」については、別表第1(1)の「集会場」として扱います。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
50	要求水準書	3	第1 5 本事業の範囲(1)	消防法上の建物の主要用途は、「図書館」は消防法施行令別表第1(8)の図書館、「市民センター」は別表第1(1)ロの公会堂、「体育館」は別表第1(15)の前各号に該当しない事業場、「子育て支援」は別表第1(6)ハ3のその他これらに類するものとして総務省令で定めるものに該当し、以上の4つで構成される別表第1(16)イの「複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項とまで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの」に該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、観覧席のあるアリーナについては、消防法施行令別表第1(一)イとなります。
51	要求水準書	3	第1 5 本事業の範囲(1)	建物用途等について、廿日市市建築指導課及び廿日市市消防本部予防課に個別に相談してもよろしいでしょうか。	申し訳ありませんが、窓口での混乱を防ぐため、行政経営改革推進課を相談の窓口とさせていただきます。
52	要求水準書	3	第1 5 本事業の対象施設	現在のテニスコートに係る年間維持管理費用をご教示いただけますでしょうか。	大野テニスコートは、修繕の必要が生じた都度、補修や備品交換等を実施しており、直近では、昨年度にネット交換(10万円未満)を実施しています。なお、来年度はコート内の不陸整正及び不足している日陰シェルターの新設を予定しています。
53	要求水準書	4	第1 7(2)開館準備期間	実施方針No.30の質問回答にあり、要求水準4Pの事業スケジュールで建設工事18ヶ月・開業準備1ヶ月との具体的記載がありましたが、開業準備期間は工期の短縮などを行い、準備期間を長く取る事は可能でしょうか。	可能とします。
54	要求水準書	4	第1 7 事業期間	開発許可申請のスケジュールをご提示ください。	No. 4の質問の回答を参照してください。
55	要求水準書	7	第1 10 事業責任者の配置	代表事業者又は構成事業者の正社員であれば、SPCの役員である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書	8	第2 1(1)敷地概要	敷地北西側市道筏津4号線は本事業において道路拡幅工事を実施と記載してあります。擁壁整備後のラインを道路境界線とし、6m道路として道路斜線を検討してよろしいでしょうか。	市道筏津4号線は、現行幅員が4mに満たないため、建築基準法第42条第2項に該当する道路となっています。このため、道路中心から2m後退して擁壁を整備し、同時に道路を拡幅(本事業地分のみ)していただきます。従いまして、ご質問の道路斜線については、市道筏津4号線の幅員を4mとみなして適用することになります。
57	要求水準書	8	第2 1(2)対象地番	用地取得予定の地番と所得予定時期についてもご教示ください。	要求水準のとおりです。大野字筏津1326番1及び大野字筏津1329番については、本事業において市が取得済みです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
58	要求水準書	8	第2 1(2)対象地番	都市計画道路について、「変更予定」とありますが、変更内容及び確定時期はいつ頃になりますでしょうか。	都市計画道路については、令和2年12月を目途に都市計画変更の手続きを進めて行く予定です。また、並行して令和2年度中に詳細設計を予定していますので、進捗にあわせて随時、資料提供させていただきます。
59	要求水準書	9	第2 1(5)土壌について	本敷地は「有害物質使用特定施設に該当しない」との記載がありますが、土壌汚染対策法に基づく土地利用履歴の調査は行われておりますでしょうか。また、土壌汚染対策法12条の届出を提出した際に必要が生じた場合の土壌汚染状況の詳細調査、対策計画、対策工事費は、市の負担と考えるべきでしょうか。	土壌汚染調査については、回答No.46のとおりです。また、地歴調査は行っていませんが、水田を埋め立て既存施設の敷地とした経緯のみのため、特段の調査は必要ないとの認識です。なお、届出後に対策が必要と判断された場合における経費の増加については、市の負担と考えています。
60	要求水準書	10	第2 3(1)複合施設	複合施設の構成として「規模〇〇㎡程度」とありますが、「程度」の許容値として上下何%以内などの値があればご教授ください。	「程度」の許容値は設定していません。利用勝手等を勘案して、より良い諸室構成となるよう事業者の提案に期待します。
61	要求水準書	10	第2 3(1)複合施設	市民交流スペースの面積が要求水準書(p.10)には150㎡程度、諸室の要求水準書(p.11)には200㎡と記載されているが、150㎡を正としてよろしいでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 ご理解のとおりです。 諸室の要求水準書を修正させていただきます。
62	要求水準書	12	第2 3(2)外構施設	その他に「敷地内に現存するタイムカプセルを敷地内に適切な位置を定め移設すること」とありますが、どのようなものがどこに埋設されているのでしょうか。	場所等が分かる資料を提供します。
63	要求水準書	12	第2 3(2)外構施設	開発行為に関する公園、緑地及び広場整備については、整備後、市の公園管理担当課へ移管されるものと考えてよろしいでしょうか。移管される場合、事業者の管理部分との区画は必要でしょうか。または、事業者の維持管理範囲に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	公園としての移管は行いません。維持管理業務対象範囲に含まれます。
64	要求水準書	12	第2 3(2)外構施設	開発行為に関する公園、緑地及び広場整備については、外部から不特定多数が利用できるよう常時開放した状態としておく必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	12	第2 3(2)外構施設	廿日市市のホームページに掲載されているおおのハートバスの写真は日野ポンチョのロングタイプ(全長6990mm)のように思われますが、質疑回答では全長6290mmとあります。全長6290mmを正としてよろしいでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 ご理解のとおり、日野ポンチョのロングタイプですので、全長6990mm、全幅2080mm、ホイールベース4825mm、最小回転半径7.7mです。 要求水準書を訂正させていただきます。
66	要求水準書	12	第2 3(2)外構施設	「緑化すること」とありますが、その緑化の方法についての要求水準はなく事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
67	要求水準書	13	第2 3(3)民間提案エリア	民間提案エリアの面積について上限は設けないものとする とありますが、下限についての設定はありますか。また、 面積の大小が審査に影響することはございますか。	下限はありませんが、500㎡程度を目安としてご提案ください。一律に面積 で評価することはありませんが、提案機能に対して十分な面積を確保されて いるかどうかは、審査の対象となります。
68	要求水準書	16	第2 4 施設の開館時間 及び休館日	目安として示された表について、施設区分がまとめられ て、開館時間が示されていますが、施設内容によって、開 館時間を変えることの提案も可との理解でよいでしょう か。（例えばこども図書館と一般図書館の開館時間を変更 する等）	同じ施設区分内の諸室の開館時間をそれぞれ変更する提案は可能とします。
69	要求水準書	16	第2 4 施設の閉館時間 及び休館日	開館時間について、延長することも可能とありますが、短 縮することは不可とのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書	16	第2 4 施設の開館時間 及び休館日	各施設の開館時間、休館日について、施設機能の拡充とし て民間提案として行う場合はその限りではないという理解 でよろしいでしょうか。	民間提案部分の提案内容は要求水準書に記載ある事項のほかは自由です。た だし、施設機能の拡充の提案の場合においては、開館時間や休館日が拡充元 の機能と異なることによる利便性の低下や他のサービスへの支障がでないよ う、また管理上の問題が生じないよう留意してください。
71	要求水準書	17	第2 5(1)①体育館のコン セプト	「見るスポーツ」について、市の事業として行うイベント について、ご教示ください。	現時点で予定しているものではありません。 今後、大規模大会の開催等により市の事業としてイベントを行うこととなっ た場合は、別途協議の上、決定することとします。
72	要求水準書	17	第2 5(2)イ 配置計画	車両出入口について、敷地南東にある給食センター・浄水 場への進入路について、今回計画施設への搬入車両動線と しての利用は可能でしょうか。	原則として不可とします。
73	要求水準書	18	第2 5(2)イ 配置計画	「本施設が建築されることによる周辺環境への影響」に関 して、北側に隣接する民家について、これまでの協議の経 緯より、近接させない方が望ましい機能がございました ら、ご指示ください。	特段ありません。
74	要求水準書	18	第2 5(2)ウ 平面計画・ 断面計画	「一体的に整備し、施設規模を縮減すること」とありませ んが、一体的な整備が望ましくない機能がありましたら、ご 教示ください。	事務室や倉庫、トイレ、廊下等の一体的に整備することで施設規模の縮小や 効率性向上が可能である機能を見込んでいます。 一体的な整備が望ましくないと考える機能は特段ありません。
75	要求水準書	18	第2 5(2)キ 環境・エネ ルギー計画	「新設部分については・・・建築物総合環境性能評価シ ステムでB+ランク以上」とありますが、改修した図書館部 分は対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
76	要求水準書	23	第2 6(1)基本方針	「大野図書館建物診断報告書」に記載されていない劣化に関する修繕費用については協議の対象になるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書	23	第2 6(1)基本方針	大野図書館について、別紙資料として建築確認図書・確認済証を配布いただいておりますが、完了検査の検査済証も保存されているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書	23	第2 6(1)基本方針	大野図書館について、特殊建築物の定期報告で判定されている要是正項目はないものと考えてよろしいでしょうか。	建築基準法第12条第1項及び第2項に規定されている定期報告において、是正項目はありません。
79	要求水準書	23	第2 6(2)外装改修工事	ア、ウによると既存のタイルの場合は張替えなど、塗装部分は再塗装と読み取ることも出来ますが、改修後の仕上げについては事業者側の提案で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書	24	第2 6(8)その他	大野図書館内については、今回処分の対象となる可能性があるPCB使用電気機器およびPCB含有シーリング材はないものと考えてよろしいでしょうか。	事業者にて事前調査を行い、PCBが発見された場合には、適切な処理方法についてご提案ください。
81	要求水準書	28	第4 1(3)解体の範囲	既存体育館残置杭について、実施方針に関する質疑でご回答いただいた「体育館解体工事終了後の残存の内容杭位置図等の図面」をご公表いただけますでしょうか。	市ホームページで公表している別紙「大野体育館解体（杭）図面」を参照してください。
82	要求水準書	29	第4 1(3)解体の範囲	PCBの取り扱いについて、調査が実施されていないため、事業者決定後の調査によって、事業者が市より指定された場所に集積し、その費用は精算頂くことで宜しいでしょうか。また、法に基づき、所有者である市側にて処分を行うという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書	29	第4 1(5)業務内容	「実施事業者と蜜に連絡・連携をとり」とありますが、提案までの連絡・連携はどのように行えばよろしいでしょうか。	道路工事实施事業者は未定ですので、決定するまでは、市にご相談ください。
84	要求水準書	30	第4 2 什器備品等設置業務(2)	事業者が用意すべき保険や保守対応があればご教示願います。	事業者で用意すべき保険や保守対応はとくに想定していません。
85	要求水準書	30	第4 2 什器備品等設置業務	什器備品等設置業務について、備品標示シールを什器備品に貼り付けとありますが、備品標示シールは貴市が発行されるとの理解でよいでしょうか。	作成していただく什器備品台帳と現物を照合できるように、備品表示シールを事業者にて作成してください。備品表示シールに記載する情報は、協議の上決定することとしますが、現在市が使用しているものを参考に資料提供します。
86	要求水準書	30	第4 2 什器備品等設置業務(6)	「リース方式による調達は原則として認めないものとする」とありますが、その理由についてお示しください。	事業期間終了後も事業を継続するため、引き続き利用可能にしておくためです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
87	要求水準書	31	第5 1 基本事項	大野図書館の資料等を移転する仮移転先について、現在検討しているおおよその位置をご指示ください。	閉館時に所蔵予定の資料は、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 浅原保育園8万4千冊 ・ 四季が丘中学校1万5千冊 ・ 阿品台東小学校1万5千冊 ・ 水之越浄水場2万1千冊 ・ 大野福祉保健センタープレハブ1千冊程度 ・ 大野西市民センター1万冊の予定です。 なお、令和2～4年度中に市が購入する予定の資料約1万冊については、いずれかの保管場所へ移す予定です。
88	要求水準書	31	第5 1 基本事項	図書館移転業務が事業者の範囲となっておりますが、仮移転先が未定とのことで、移転にかかる費用算定が難しいと考えます。移転先を仮に設定頂く事は可能でしょうか。	No. 87の質問の回答を参照してください。
89	要求水準書	31	第5 2(2)移転スケジュール	仮移転先は1か所になりますでしょうか。複数に分かれる場合、それぞれの冊数についてお示しください。	No. 87の質問の回答を参照してください。
90	要求水準書	31	第5 2(3)イ 図書資料等の除籍処理	図書館資料等の除籍処理は事業者が行うとありますが、除籍する資料は判別され、除籍しないものとは、別の部屋に区分けして一時保管頂けるとの理解でよいでしょうか。	仮移転先へ移設する際の除籍や、仮移転中の除籍は市が実施します。閉館期間中に保管する資料のほとんどは作業できる状態での保管ではないため、上記の他に、資料を事業者を引き継いだ後に事業者の提案により除籍するものについては、区分けはできません。
91	要求水準書	31	第5 2(3)イ 図書資料等の除籍処理	除籍処理をする図書館資料等について、想定されている量をお示し頂けますでしょうか。	市で除籍する資料について、事業者に要求する除籍量の想定はありませんが、平成31年度は1,562冊の除籍を実施しました。
92	要求水準書	31	第5 図書館移転業務に関する要求水準	説明会でもお話がありましたが、「1基本事項」の「仮移転先において運営を行う予定」というのは、市が行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書	33	第6 2 検査及び引渡し業務	(1)の市の完工検査は、募集要項3ページに示される事業スケジュールの開館準備期間中に行われるという認識で宜しいでしょうか。	完工検査は、施設の引渡し前に行います。
94	要求水準書	34	第7 1(4)保険への加入	「火災保険の加入」については、動産部分の加入という理解でよろしいでしょうか。	市有財産となる動産（本事業において整備する什器備品類など）、不動産は、市の建物共済に加入することを想定しています。事業者が加入する火災保険の対象は、事業者が保有する動産（民間提案エリアにおける独立採算部分の設備、備品など）、不動産を想定しています。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
95	要求水準書	34	第7 2(1) 供用開始前の広報活動業務	本施設のパンフレットについて、市に提出するおおよその部数についてご指示ください。	開館時に必要なものは1,000部程度を想定しています。その後の運営に必要なものについては、必要に応じて事業者で印刷をお願いします。
96	要求水準書	34	第7 2(3)イ パンフレットの作成	市が指定する本施設のパンフレットの部数とは、どの程度の部数を想定されていますでしょうか。	No. 95の質問の回答を参照してください。
97	要求水準書	34	第7 2(3)イ パンフレットの作成	「事業者は、供用開始日までに、本施設のパンフレットを作成し、市が指定する部数及びそのデータを市に引き渡すこと。」とありますが、パンフレットの部数は何部程度を想定されておりますでしょうか。部数によって費用に差が出ますので、お示しください。	No. 95の質問の回答を参照してください。
98	要求水準書	35	第7 2(4)イ 予約管理システムの構築	予約管理システムは開業準備期間中に整備するものなのか、開業準備期間には整備されているものかご教示下さい。また、予約システムで大野テニスコート、大野地区の社会体育施設の予約も行うのかご教示下さい。	要求水準のとおり、供用開始日の前日までに整備してください。大野テニスコートはシステム予約の対象としますが、他の大野地域の社会体育施設については、提案によるものとします。なお、開館前の事前予約については、予約管理システムで行うかどうかは事業者に委ねます。
99	要求水準書	35	第7 2(5) 予約受付の開始	事前予約を開始する時期をご教示下さい。	提案にもよりますが、おおよそ2～3ヶ月前を予定しています。
100	要求水準書	38	第8 1(3)イ 減免制度	多目的ルームにて自主事業を実施する場合、参加者の施設利用料は事業者が支払う参加料金内に含み、事業者はその参加料金からまとめて施設利用料を支払うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書	38	第8 1(4)イ 自主事業	トレーニングルームを160㎡より拡張し、トレーニングルーム内にグループレッスンも実施可能なフリースペースを設置すると仮定し、トレーニングルーム内フリースペースにて自主事業を実施する場合、フリースペース占有使用料として事業者が支払う施設の利用料金の設定は、要求水準書13項(3)民間提案エリアの独立採算の事業条件に記載のある延べ床面積に応じた使用料となるのか、それともトレーニングルーム使用料としての支払いなのかご教示ください。	トレーニングルーム内にあり、利用者が基本的に自由に利用できるフリースペースであれば、一般的には、個人使用料が適応されるものと考えます。一方で、ご質問のようなトレーニングルームを自主事業で占有する場合には、当該自主事業活用部分は、他の研修室等と同様に、部屋貸しを想定した料金設定が必要になると考えられます。なお、こうした提案は、民間提案エリアの独立採算部分ではなく、施設機能の拡充であると考えます。
102	要求水準書	41	第9 1(4)イ 事業期間中の修繕	「小中規模修繕項目（事業範囲内）」の内容はあくまでも参考とし、修繕計画は事業者にて提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書	41	第9 1(4) 長寿命化計画書の作成	計画修繕の目安について、別紙「小中規模修繕項目（事業範囲内）」の記載が無いように見受けられます。事業範囲をご教授ください。	市ホームページで公表している別紙「小中規模修繕項目（事業範囲内）」を参照してください。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
104	要求水準書	42	第9 1(4)ウ 事業期間終了後の維持管理計画及び修繕	事業期間終了後とは、具体的に終了後何年間の計画を作成する必要がありますでしょうか。	大規模修繕を含む、事業終了後15年間（完成から30年間）の期間で作成してください。
105	要求水準書	42	第9 2(1)建築物維持管理業務	維持管理期間中における建築基準法第12条第1項の特殊建築物の定期調査報告業務、及び第3項の建築設備の定期検査報告業務は、今回の業務（事業）範囲外と考えて宜しいでしょうか	今回の業務範囲内です。
106	要求水準書	48	第9 3(2)業務の方針	経常修繕の基準をお示しいただけますでしょうか。金額基準（例：100万円以下等）や、修繕内容の基準（例：建築物のライフサイクルコスト 第2版の基準と同様等）がありましたらお示しください。	経常修繕に具体的な基準はありませんが、別紙「小中規模修繕項目（事業範囲内）」に含まれない軽微な修繕を想定しています。なお、経常修繕の積算の考え方は「平成31年度 各所修繕費要求単価（国土交通省 平成30年5月）」を参考にしています。
107	要求水準書	51	第10 2(4)イ 予約・利用調整	「総合型地域スポーツクラブと連携して調整にあたること」とありますが、総合型地域スポーツは妹尾ウォータフォールクラブを意味しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書	54	第10 5(1)イ(ウ)総合型地域スポーツ・文化クラブ等との連携・支援	提案までの本クラブとの接触について、公平性を保つ情報開示をお願いします。	妹背ウォータフォールクラブには、再編後の新施設においても地域のスポーツ、文化の促進を担う団体として活動してもらうため、要求水準書に事業者と当クラブとの連携を記述しています。施設運営に当たっては、当クラブとの協力体制を築いていただく必要がありますが、事前に当クラブへの接触を要求しているものではありません。しかしながら、当クラブへの接触を禁止しているわけではありませんので、当クラブへは、市から公募提案を行っている趣旨を説明し、提案予定の事業者へは、公平、公正な対応を行っていただくようお願いしています。
109	要求水準書	55	第10 5(1)イ(ウ)総合型地域スポーツ・文化クラブ等との連携・支援	「事務室内に本クラブの事務スペースを確保すること。」と記載がありますが、事務スペースの要求水準をお示しください。また、仮に本クラブが事務スペースを使用しなくなった際の、当スペースの取り扱い方についてお示しください。	スタッフ2～3人程度の事務スペースを想定しています。なお、単独の事務スペースである必要はありません。
110	要求水準書	56	第10 6(1)イ 有資格者等の配置	「社会教育主事講習（養成過程を含む。）を受講した者を1人以上配置すること」と記載がありますが、配置者の中に1名以上の講習修了者がいればよく、常時の配置は不要との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、運営上、そのノウハウが活かせるようにしてください。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
111	要求水準書	57	第10 6(3)まちづくり活動の支援・コーディネート業務	キャビネットの貸し出しや貸出用倉庫の利用調整を行うこととありますが、これらは有料で貸し出し、事業者収入とすることができるとの理解でよいでしょうか。	特定の利用者が施設内の一定程度のスペースを専用的に利用するものは有料として事業者の収入とすることが可能です。
112	要求水準書	58	第10 7(2)ア 利用者登録	図書館利用者カードは貴市から提供されるとの理解でよろしいでしょうか。	提案によることとします。市の提供したカードの利用及び事業者が作成したカードの利用のどちらも可能です。ただし、図書館システムの共通性からバーコードが必要になりますので、事業者において作成する場合は、バーコードを提供します。
113	要求水準書	59	第10 7(3)資料管理業務	資料予算(年額)の設定等に関して、想定がございましたらお示しください。	資料収集に必要な額は、サービス対価2に含まれていますが、事業者において、運営に必要と思われる量の図書購入を提案してください。なお、大野図書館における、年間図書購入費(雑誌・新聞含む。)は、公表している各施設コスト実績一覧を参考にしてください。
114	要求水準書	59	第10 7(3)ア 資料選定・収集・除籍(イ)	単年度資料費の想定をご教示願います。	No. 113の質問の回答を参照してください。
115	要求水準書	59	第10 7(3)ア 資料選定・収集・除籍	資料の選定及び収集は事業者が行うとありますが、資料の購入は貴市との理解でよいでしょうか。	資料の収集には、購入も含まれていますので、事業者で行ってください。
116	要求水準書	60	第10 7(5)ア 移動図書館車	移動図書館車は市が所有するものを譲渡するとありますが、購入時期、走行距離、故障の有無、メンテナンスの状況等をご教授ください。	市ホームページで公表している別紙「移動図書館車メンテナンス記録」を参照してください。
117	要求水準書	60	第10 7(5)ア 移動図書館車	移動図書館の車両は、市が所有するものを譲渡するとありますが、事業期間中に更新が必要となった場合は、事業者が同等のものを購入し、また、事業期間終了時には、市に譲渡するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書	63	第10 8 子育てリビング運営業務	「ネウボラおおの」との連携という記載がありますが、どのような活動を考えておりますでしょうか。母子推さん主催の教室や地区サークル活動への協力と研修などのサポートという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の母子保健推進員との連携等についてはご理解のとおりです。また、本施設を子育て支援の拠点の一つ(子育て支援の入口)として位置づけていますので、窓口への相談に対応するとともに、行政支援が必要なハイリスクケース(DV・虐待疑い・精神不安定・生活困窮など)を発見した場合には、速やかに「ネウボラおおの」につないでいただきたいと思います。その後は、主として「ネウボラおおの」が対応していきますが、こうした方が本施設を利用することも考えられますので、情報を共有しながら見守りができるよう連携して行くことを想定しています。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
119	要求水準書 諸室の要求水準書	10 11	第2 3(1)複合施設の構成 第3 8 市民交流スペース	市民交流スペースの面積が相違しています。どちらが正しいでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 「150㎡」が正しいため、諸室の要求水準書を訂正します。
120	要求水準書 諸室の要求水準書	10 12	第2 3(1)複合施設の構成 第3 11 多目的フロア兼屋内遊び場	要求水準書10頁では「多目的フロア」とあり、諸室の要求水準書12頁では「多目的フロア兼屋内遊び場」と表記が異なりますが、正しい表記はどちらでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 「多目的フロア」が正しいため、諸室の要求水準書を訂正します。なお、諸室の名称についても、提案の対象とします。提案においては、市の規定する諸室の名称がわかるような表記をしてください。
121	要求水準書 諸室の要求水準書	10 12	第2 3(1)複合施設の構成 第3 11 多目的フロア兼屋内遊び場	多目的フロアの面積について、要求水準書10頁では「304㎡程度」とあり、諸室の要求水準書では「304㎡以下」と記載が異なりますが、正しい表記はどちらでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 「304㎡程度」が正しいため、諸室の要求水準書を訂正します。
122	要求水準書 諸室の要求水準書	11 12 15	第2 3(1)複合施設の構成 第3 10 青少年サロン 第4 1 一般開架室	要求水準書に図書館の青少年向けコーナーが記載されていませんが、どの部分をさしているのでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 要求水準書及び諸室の要求水準書に青少年向けコーナーの設置を追加します。
123	要求水準書 諸室の要求水準書	11 18	第2 3(1)複合施設の構成 第4 4 スタディールーム	要求水準書11頁では「スタディーコーナー」とあり、諸室の要求水準書18頁では「スタディールーム」と記載が異なりますが、正しい表記はどちらでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 「スタディールーム」が正しいため、要求水準書を訂正します。
124	要求水準書 諸室の要求水準書	11 23	第2 3(1)複合施設の構成 第5 7 子育て相談室	要求水準書11頁では「相談室」とあり、諸室の要求水準書23頁では「子育て相談室」と記載が異なりますが、正しい表記はどちらでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 「子育て相談室」が正しいため、要求水準書を訂正します。
125	諸室の要求水準書	1	第1 3 備品について	「管理運営にあたり最低限必要であると想定されているものである。」とありますが、実際の記載は「必要数」や「必要な備品を設置すること」や「提案に応じる」等と定量化されていないものがあります。円滑な事業実施のため、具体的数量等をお示しください。	具体的数量を定めていないものについては、利用人数や諸室の規模、機能に合わせて提案して下さい。
126	諸室の要求水準書	4ほか	第2 2 トレーニング室ほか	トレーニング室・研修室（多目的）1～3・会議室・音楽室など、室内履き利用についての記載がない室については、上下足の利用方法は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
127	諸室の要求水準書	5	第2 3 器具庫	フットサル等のアリーナ養生用ウレタンシート等：必要数とありますがフットサル以外の想定をされておられましたら、全てご教示下さい。	養生用ウレタンシートを記述したのは、ゴールをおいた場合にアリーナ床を傷める可能性があるためです。諸室の要求水準書2ページ記載の主な利用競技以外は、市では現在のところ想定していないため、当該シート等が必要な競技はフットサル以外にはないと考えます。
128	諸室の要求水準書	12	第3 10 青少年サロン	青少年サロンの配置に関して、図書館の青少年向けコーナーに隣接していることが望ましいと記載されていますが、図書館の静かな空間を阻害しないよう、図書館外でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	諸室の要求水準書	25	第5 11 諸室を活用した乳幼児健診の場	市主催の乳幼児健診の実施頻度については、平成31年度と同等の頻度・内容と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	諸室の要求水準書	28	第6 3 その他	他施設との共用備品を格納する屋外倉庫について、共用を想定されている施設や収納を予定されている物品など、必要な大きさの目安がございましたらご指示ください。	他施設との共用備品として、展示用パネルや屋外イベント用の物品をを図書館及び市民センターに保管しています。提案において、なるべく倉庫等を確保していただき、可能な範囲で保管するよう想定しています。
131	審査基準	3	第2 4(2)性能評価点審査	「審査委員会が参加者に対してヒアリングを実施する」とありますが、時期、内容、形式等、ご教示ください。	No. 41の質問の回答を参照してください。
132	審査基準	3	第2 4(3)要求水準に定めのない優れた提案への加点	独自提案の評価項目について、加算の基準についてご教示ください。	審査委員会において、独自性、実現可能性、コスト性及び有効性を総合的に審査します。
133	審査基準	3	第2 4(3)要求水準書に定めのない優れた提案への加点	「100点を上限とした加点を行う」とありますが、加算割合の詳しい評価指標をお示しください。	No. 132の質問の回答を参照してください。
134	審査基準	4	第2 4(3)要求水準に定めのない優れた提案への加点	独自提案による金額の増減を記載するとありますが、独自提案の採用による価格の増減は価格評価点に影響は与えず、採用された場合は性能評価点となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	審査基準	4	第2 4(3)要求水準に定めのない優れた提案への加点	独自提案が採用された場合、実施した際の価格の増減額は、全て性能評価点に置き換えるものとの認識で宜しいでしょうか。	独自提案は、コスト性も含めて総合的に評価します。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
136	審査基準	4	第2 4(3) 要求水準に定めのない優れた提案への加 点	参加者が独自提案であるとして提案した内容が審査委員会において、各項目の性能評価に組み込むものと判断された場合、その独自提案にかかる増額費用分は提案価格に組み込まれて評価されるとの理解でよいでしょうか。	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>独自提案審査は、要求水準に捉われない優れた提案があった場合に、評価の対象とすることを目的として設けており、審査基準の本項目は、提案された内容が、独自提案ではなく要求水準の各項目に属するものである場合を想定した、審査の方法に関するものです。</p> <p>要求水準の内容として判断されたものであっても、採用して性能評価点に組み込んで評価する場合、当該提案の増減額を価格評価点に反映しないのは合理性を欠くと考えられますので、当該提案額を価格評価点に加えて価格評価点を算出する方法に審査基準を訂正します。(模式図を提供します。)</p> <p>こうしたことから、独自提案を行うに当たっては、要求水準の各項目に属するものか、独自提案かを十分に検討して提案をしていただければ幸いです。</p>
137	審査基準	4	第2 4(3) 要求水準に定めのない優れた提案への加 点	独自提案による金額の増減を記載するとありますが、独自提案の採用による価格の増減は価格評価点に影響は与えず、採用された場合は性能評価点となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	審査基準	5	第2 4(3) 【事業計画に関する審査項目】 2及び3	本項目については、SPCを設立することで10点獲得できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	審査基準	11	第2 4(4) 価格評価点審査	「価格評価点の計算にあたっては、少数点第一位を四捨五入する」とありますが、性能評価点が整数でない場合、小数点以下の取り扱いについてお示してください。	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>性能評価点についての整数化について表記がありませんでしたので、審査基準を修正します。なお、性能評価点の整数化による格差拡大を防止するため、性能評価点及び価格評価点ともに、小数第二位まで(小数第三位を四捨五入)を有効点数として評価することに修正します。</p>
140	様式集	1	第1 2 参加者の名称の記載方法	正本のみ参加者の名称を記載との事ですが、本文中に参加者名称を記載すると、副本とのレイアウトが崩れることから、正本の表紙前に、副本にて記載した表記と参加者の名称の対比表を付けることで代用させて頂く事は可能でしょうか。	可能とします。
141	様式集	-	様式2-1	様式2-1中に委託事業者を記載する欄がありませんが、委託事業者の記載は可能ですか。	参加表明の際に委託事業者までを決定することは難しいと考えたため委託事業者の記載欄を設けませんでした。参加表明の際に、本事業に関わる委託事業者が決まっていれば記載していただいても構いません。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
142	様式集	-	様式2-8	欄外に「実績及び資格等を示す資料の写しを添付すること。（契約書等）」とありますが、契約書以外でも実績がわかる資料の提出でもよろしいのでしょうか。	原則、契約書の写しを提出してください。 契約書の写しを準備できない場合には、当該実績が分かる業務履行証明書などの代替の書類を用意してください。
143	様式集	-	様式5-9	1年あたりの費用は事業期間合計の金額を均等割した金額（●●円/15年）でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	様式集	-	様式8-2	年間スケジュールとは、定期清掃や保守点検等の実施月に関するスケジュールでしょうか、それともイベント等運営に関わるスケジュールでしょうか。	維持管理（定期清掃や保守点検等）及び運営（イベント等）の両方の年間スケジュールを作成ください。
145	様式集		全般	代表者の印については、支店を代表する者の印（支店長等）でよろしいでしょうか。	支店長等が会社法上の支配人である場合は可能です。なお、支店長等が会社法上の支配人でない場合においても、本提案、その後の契約等における権限に関して、代表者からの委任を受けている旨の書面を添付していただくことにより可能とします。
146	利用料金設定の考え方	1	モデルプラン上の利用料金案	利用料金の設定は利用料金の設定の考え方でお示し頂いておりますが、算出式における対象経費は、提案間際まで確定せず、精緻な利用料金の算出が困難であるため、提案の段階ではモデルプランに記載の料金設定を基準とし算定することに变更頂けないでしょうか。	利用料金をどのように設定するかは提案者に委ねます。 提案により利用料金は変動することが考えられるため、可能な限り精緻な算定をお願いします。
147	利用料金設定の考え方	2	対象経費 2 減価償却費	減価償却費は税法に定める減価償却でよいでしょうか。その場合、減価償却の算定は定額法でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	利用料金設定の考え方	2	対象経費 2 減価償却費	対象経費の算定は1人にかかわるコストおよび2物にかかわるコストを15年間分合計し、15で除した費用となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	貸出物品等一覧	-	-	貸出物品の中で、メーカーや型番について指定の物品はございますか。	指定はありません。
150	別紙 事業区域図		3 都市計画道路	駐車場を現行都市計画道路の区域内(3)に配置してもよろしいでしょうか。	実施方針公表時の別紙「事業区域図」に示す3の範囲であれば、ご理解のとおりです。
151	その他	-	目的外使用について	敷地内に自動販売機等を設置する場合、目的外使用料の徴収は発生しますでしょうか。また、発生する場合の金額をお示しください。	発生します。民間提案エリアにおける独立採算事業と同様の算出方法です。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答案
152	説明会における質疑回答	1.2	図書館の建替について	図書館を建替える場合、質疑回答「1」において「サービス対価の範囲内であることを前提に」とありますが、募集要項7(9)に示されているサービス対価上限額には新築費や既存図書館の解体費及び解体設計費は予算上計上されていないものと思われます。改めて設定頂き、質疑回答「2」にありますように、建替か改修するかについては諸条件設定の整合の元に計画条件としてご提示下さい。	市としては、図書館を改修することを原則にしていますので、サービス対価1もその前提の上での金額です。事業者の創意工夫により図書館を建替えたとしてもサービス対価1の範囲内での提案があれば、その提案を排除する理由がないため、図書館の建替え提案を可能としたものです。したがって、提案金額はサービス対価1が上限であること、改修または建替えは選択可能であることをあらためて申し上げます。
153	説明会における質疑回答	1	図書館の建替について	上記に関連して、図書館を新築するにあたり、仮移転が不要になる計画とすれば、仮移転の際の賃借費用予算や移転費用予算を本事業費予算(事業のサービス対価)に移転するなどの、予算措置も可能となると考えて宜しいでしょうか。	No.12の質問の回答と同様に、サービス対価1への他の費用からの流用はできません。
154	説明会における質疑回答	1	図書館の建替について	「なお、提案審査において、合理的な理由に該当しないと判断したときには提案を認めない場合があります」とありますが、提案を認めない場合とは、失格となるという意味でしょうか。また合理的な理由に該当しないと具体的なにはどのような意味でしょうか。詳細な判断基準をお示しください。	「設計、建設及び管理・運営、またこれらに関するコスト面などにおいて、より効率的で効果的に事業が実現できる」と考えた提案者としての根拠を具体的に示していただければ、失格とはいたしません。根拠の具体性や説得力等により評価の程度が異なってくると考えています。
155	説明会における質疑回答	1	図書館の建替について	図書館の新築については、サービス対価1の範囲内での整備ということですが、廿日市市様ご回答にありますように解体・新築の場合より改修の方が安価だと思われます。新築案を提示するためにもサービス対価1の上限額をひき上げて頂きますようお願い申し上げます。	令和元年10月28日付回答のとおり、(1)要求水準を満たすこと、(2)サービス対価1の範囲内で整備可能であること、(3)効率的かつ効果的な事業を実現できることが示されていることを必要条件としています。したがって、サービス対価1の引き上げはいたしません。
156	説明会における質疑回答	1	図書館の建替について	建替える方がコストは高くなるので不利になるのではないのでしょうか。市としては、改修を重視するというスタンスでしょうか。	市としては、既存の図書館の建物は、構造上の耐震性が確保されていること、躯体の強度が確認できていること、また解体・新築の場合に比べると整備費が安価であることなどから、改修するとしたものです。しかしながら、建替えの場合であっても、既存施設の制約を受けないことによる効率的な施設配置の実現、全体面積の縮小、工期の短縮などによる建設総コストの縮減などが可能で、かつサービス対価1の範囲内で提案可能であるということであれば建替えの提案を容認することとしたものです。実際のプランニングにおいては、建設のみならず、維持管理や運営上の効率性の向上など、こういった事項において効率的、効果的なのかを、事業者の工夫により提案いただきたいと考えています。審査においては、審査基準に基づき公平に評価し、改修か建替えかのいずれかを有利または不利に扱うことはいたしません。